

## 議題 1

# 持続的な介護制度の実現（フォローアップ及び新規）

## ② 質の高い在宅介護の実現

# 介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として規定】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 自動排泄処理装置

### 【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

## 【給付制度の概要】

### ① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則。

### ② 販売種目

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

### ③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付(原則9割、所得に応じて8割・7割支給)する仕組み。

# 介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧（イメージ）

➤ 車いす



➤ 特殊寝台



➤ 床ずれ防止用具



➤ 歩行器



➤ 手すり



➤ 移動用リフト



➤ スロープ



➤ 歩行補助つえ



➤ 体位変換器



➤ 徘徊感知機器



➤ 自動排泄処理装置



# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

## 介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排泄関連用具）
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの（つり上げ式リフトのつり具）

# 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

## 【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

## 【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関する事。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関する事。

## 【評価・検討の流れ】

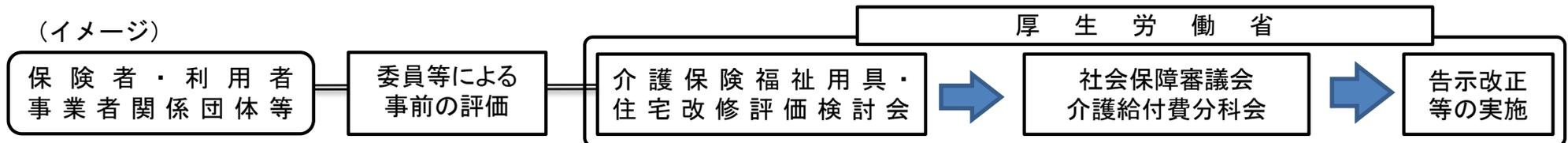
### ■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

### ■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



## 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員（順不同・敬称略）

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	松本 吉央	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長		

# 令和2年度 介護保険における福祉用具の評価・検討方法の再整理について

- 社会保障審議会介護給付費分科会において、福祉用具の評価・検討にあたっては、主に以下の点が指摘されている。
  - ① 有効性・安全性が担保されている評価の仕組みが必要である。
  - ② どういう議論をもとに、どういった検討が行われたのか等が分かる資料が必要である。
- また、近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理する必要がある。
- このため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を令和2年7月から10月にかけて開催し、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討方法を再整理した。
- 福祉用具の評価検討については、種目ごとに評価・検討を行うことを維持しつつ、以下のとおり検討方法の再整理を図る。また、従前は不定期の開催であったが、通年で評価・検討を行い、少なくとも年1回、審査結果をとりまとめることとした。

## 評価・検討方法の再整理

- 開発企業等に求める評価・検討の視点の明確化
  - ・ 審査の透明性を高める観点から、有効性・安全性等を評価するために必要な以下の情報を予め明示して、開発企業等に必要な資料を求めることとする。
    - (有効性) 利用場面の特定、対象利用者の状態像の明確化、自立助長等の具体的な効果
    - (安全性) 利用が危険と考えられる状態像、利用方法の注意事項、保守の方法
- エビデンスデータに基づく評価
  - ・ 客観的に有効性・安全性を評価するため、エビデンスデータの提供を求める。
- 複合機能を搭載した福祉用具の評価
  - ・ 外部との通信機能などの付加的な機能を有する福祉用具について、これまで原則認めていなかったが、利用者の自立助長や介助者の負担軽減に寄与するものかどうかの観点から、総合的に勘案して判断する。

# (参考) 介護保険福祉用具における評価・検討の視点

①

評価検討項目	評価検討(有効性・安全性)の視点	検討のための資料
①要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの	<input type="checkbox"/> 利用対象者が明確である <input type="checkbox"/> 主たる使用場面が示されている <input type="checkbox"/> 日常生活の自立に資する効果が示されている (動作が容易になる、活動・社会参加の促進、介護予防に資する等含む) <input type="checkbox"/> 日常生活上の便宜及び機能訓練や介助者の負担の軽減の効果が示されている ※機能訓練の効果については、心身機能に関する効果のみでなく、活動や参加に資するものを示していること <input type="checkbox"/> 実証(エビデンス)データを示している <input type="checkbox"/> 対象(具体的な症例を含む) <input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 指標 <input type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 結果に基づいた提案(性能との関係が明確である)となっている	<input type="checkbox"/> 提案票  <input type="checkbox"/> 第三者等による検証結果  <input type="checkbox"/> 論文  <input type="checkbox"/> その他
(①の再掲) 利用の安全性 ※情報セキュリティ(別途)	<input type="checkbox"/> 利用が危険と考えられる心身の状況が示されている <input type="checkbox"/> 使用上のリスクが示され、対応している <input type="checkbox"/> 安全に使用するための注意事項が示されている (想定されるリスクに対する注意や警告を含む) <input type="checkbox"/> 危険が生じると考えられる、仮説に対する対応策が示されている <input type="checkbox"/> 洗浄方法が明確に示されている <input type="checkbox"/> 消毒方法が明確に示されている <input type="checkbox"/> 保守(メンテナンス)方法が記載されている	<input type="checkbox"/> 提案票  <input type="checkbox"/> 取り扱い説明書  <input type="checkbox"/> 利用安全マニュアル  <input type="checkbox"/> その他
②要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの	<input type="checkbox"/> 一般の生活用品ではない <input type="checkbox"/> 介護のための新たな付加価値を付与したもの <input type="checkbox"/> 無関係な機能が付加されていない	<input type="checkbox"/> 提案票  <input type="checkbox"/> カタログ

保険適用の合理性
<input type="checkbox"/> 一般国民との公平性や経済性、有効性、保険給付への影響等の観点から総合的に勘案
<b>【総合的勘案の視点】</b>  <input type="checkbox"/> 要支援・要介護者の日常生活における機能として欠かせない <input type="checkbox"/> 要支援・要介護者の日常生活を支える不可欠な機能とは無関係の機能を伴わない <input type="checkbox"/> 介護保険以外の他のサービスや製品等の代替が原則困難である <input type="checkbox"/> 一般的に低価格なものではない

# (参考) 介護保険福祉用具における評価・検討の視点

②

評価検討項目	評価検討(有効性・安全性)の視点	検討のための資料
③治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの	<input type="checkbox"/> 医療機器ではない <input type="checkbox"/> 日常生活の場面で使用するもので特別な訓練を経ずとも安全に使用が可能である	<input type="checkbox"/> 提案票
④在宅で使用するもの	<input type="checkbox"/> 在宅での利用を想定しているもの	<input type="checkbox"/> 提案票
⑤起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの	<input type="checkbox"/> 要介護者・要支援者の日常生活動作の支援を目的としている <input type="checkbox"/> 身体機能そのものを代行・補填するものではない <input type="checkbox"/> 補装具との区別が明確である ※低下した特定の機能を補完することを主目的としない	<input type="checkbox"/> 提案票
⑥ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの	<input type="checkbox"/> 給付対象となることにより、市場への供給が高まり、利用が促進されるもの(経済的負担を伴う)	<input type="checkbox"/> 提案票
⑦取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの	<input type="checkbox"/> 取り付けに住宅改修工事を伴わない <input type="checkbox"/> 持ち家と賃貸住宅に差がない	<input type="checkbox"/> カタログ  <input type="checkbox"/> 取り扱い説明書



保険適用の合理性
<b>【総合的勘案の視点】(続き)</b> <input type="checkbox"/> 複合機能を有する <input type="checkbox"/> 本来の機能と一体不可分(補完的役割) <input type="checkbox"/> 複合機能が日常生活における機能として欠かせない <input type="checkbox"/> 通信機能の搭載 ※メンテナンスに関する連携を確認  <input type="checkbox"/> その他

○ 前回（令和3年3月9日開催）の評価検討会において評価検討が継続とされた5件のうち、追加のエビデンスデータ等が整理された「排泄予測支援機器」について、令和3年度第1回評価検討会（令和3年11月19日開催）において評価検討を行った。

※ 他4件については、必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施する。

○ その結果、追加で示されたエビデンスデータは、在宅の利用環境における効果、利用者像、使用方法を示すものとして適切であり、前回の評価検討会における指摘に概ね回答しているものと考えられることから、介護保険の福祉用具販売の新規種目として追加することについて、「可」としたところ。

○ 今後、給付種目を定めている告示の改正にむけて、必要な手続きを進めるとともに、円滑な施行を図るため、福祉用具販売事業者（福祉用具専門相談員）等が留意すべき事項を整理した通知の発出等を予定。

令和3年度第1回評価検討会における排泄予測支援機器に対する総合的評価

提案機器	機器の概要	総合的評価
排泄予測支援機器	膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿タイミングを知らせる機器。	<p>○ 実証によって得られたエビデンスデータについては、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）におけるものであるため、得られた効果に懸念を示す意見もある一方、在宅の利用環境を想定し、実証で明らかになった結果（効果、利用者像、使用方法）等として適切とする意見が概ねである。</p> <p>○ 今回示されたメーカーによるサポート体制（取組）とともに、以下の点について整理の上、保険の対象となった場合の対応や実際の使用に当たっての利用者向け説明書を充実する等、更なる補完が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅における利用者や住宅環境を念頭においた具体的な使用方法、本人の負担軽減効果、適用が困難な者</li> <li>・ 福祉用具販売事業所（福祉用具専門相談員）に対する情報提供、技術支援、サービス提供体制（特に対象者の判断方法、リスクアセスメントの対応、ヒヤリハット情報の収集・提供 等）</li> <li>・ 身体状況の変化によって利用を中止すべき状態等の注意喚起、使用停止の判断をする者</li> </ul> <p>○ 新規種目となることから、給付対象とする際には、国において、在宅で本機器を適切かつ安全な使用を継続できるようにするため、福祉用具販売事業者（福祉用具専門相談員）及び介助者等が選択・使用等についての、判断に資する必要な事項等を分かりやすく通知等で、明示するとともに、福祉用具販売事業者等においても情報収集の上、関係者等との連携を推進する必要がある。</p>

# 厚生労働省の考え方について

ご提案のセンサー等については、これまで介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会にご提案いただけていないところですが、介護保険制度の新たな福祉用具の提案について、以下のとおりお答えさせていただきます。

## ① 在宅使用の観点やクラウド機能等複合機能を有する機器の観点も含めた福祉用具の評価・検討について

- 介護保険制度の新たな福祉用具の提案については、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において、福祉用具本来の目的である利用者本人の自立助長や介助者の負担軽減に寄与するものかどうかについて、「評価・検討の視点」（7ページ及び8ページ参照）に基づき、総合的に評価・検討を行うこととしています。
- また、通信機能等の複合機能を有する機器については、「本来目的の機能と一体不可分な機能であるものかどうか（本来目的を果たすための機能として必要かどうか、本来機能を補完するものかどうか）」、「複合機能が日常生活における機能として欠かせないものかどうか」等の視点から総合的に勘案し、評価・検討を行います。
- したがって、施設介護で利用が進む機器等についても、施設と比較して人員や居住環境が異なる在宅での利用を想定していることや、在宅における実際の使用例を通じた課題の検証などが必要であると考えられ、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において、「評価・検討の視点」に基づき評価・検討を行ってまいります。

## ② 必要なエビデンスの内容や量（データ件数）の明確化や収集に係る支援について

- 介護保険制度における福祉用具の範囲としている7つの項目（4ページ参照）に沿って、「評価・検討の視点」を明確化しているところであり、これを踏まえ、提案された福祉用具については、評価・検討に際して必要となるデータや資料の追加等の調整を行った上で、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において評価・検討が行われ、提案の可否が決定されております。なお、当該検討会における評価・検討の議論は公開にて実施しているところです。
- また、評価・検討の継続となっている提案については、提案者がさらなるエビデンスを取得するため追加的な実証等に取り組む際に、その方法や内容について検討会の構成員から助言等をいただきながら進めていくことができるよう、厚生労働省として提案者との相談・調整に取り組んでおります。
- 加えて、令和4年度においては、介護保険制度の新たな福祉用具の提案の際に、提案者が活用できるよう、「評価・検討の視点」を踏まえたエビデンスの取得方法のポイントなどを明示した手引きの作成等に関する調査研究を実施していく予定です。